

あぜ道の声

本機構の制度については、農林水産省の素案を基に、政府の「規制改革会議」、「産業競争力会議」の両会議で議論された後、「農林水産業・地域の活力創造本部」で制度の骨格案が了承されたものです。内容については、本誌で紹介していますので、ご参照いただければと思いますが、会議の中で企業参入を意図した偏った議論により、当初の素案からかなり変更されており、現場の実態から離れた内容となっているように思われます。今後、制度の具体的な中身について詰めなければなりません、機構の組織・運営体制をどのようなものとするのか、市町村、農業委員会の具体的な業務、関係団体の役割等々決めなければならぬ課題が山積しています。

農地中間管理機構を実効性のある制度とするためには、実際に農業・農村現場で活動している農業委員会組織の声をくみ上げ、現場で役に立つ制度となるよう、早急に検討する必要があります。

(H・K)

平成26年度農業委員会等組織関係予算の概要

1. 農地中間管理機構による集積・集約化活動（新規）のうち機構集積支援事業（新規）

総額は125億6千万円で、25年度予算に比べ106億3千万円、640.8%増の要求となっている。これは、25年度までの農地制度実施円滑化事業費補助金による農地法に基づく事務の適正実施、農地の有効利用促進、広域的農地利用調整の活動を引き継ぎつつ、新たに耕作放棄地の所有者の意思確認、権利調査支援、農地基本台帳の電子化・地図化を対象に加えた。25年度までの農地制度実施円滑化事業費補助金に該当する（4）～（6）については、平成26年度概算要求において事業内容の変更はなく、従来どおり事業が実施できる。

（1）農地所有者意思確認 3億円
（2）権利調査支援 5億4千万円
（3）農地基本台帳整備事業 97億8千万円
（4）農地法に基づく事務の適正実施のための支援
（5）農地の有効利用を図るため

の支援

（6）広域的な農地利用調整活動等への支援

（4）、（5）、（6）は、農地制度実施円滑化事業費補助金見合 19億5千万円（※全てを基金事業とするか、一部とするか、検討が行われている模様。）なお、（1）、（2）、（4）、（5）、（6）は単年度分。（3）は複数年分。

2. 農業委員会交付金（継続）

農業委員会交付金については、47億1千848万円で、25年度に比べ、970万円、0.2%減（前年度0.3%減）の要求となっている。

これは、「配分基準となる客観的な数値の変動（配分基準の農業委員会数・農家数・農地面積は微減、特別の事情＝業務量は微増）を反映させる」見直しを行ったため。この見直しは平成22年6月実施の「行政事業公開レビュー」の指摘を受け、平成23年度予算より実施している。また、市町村農業委員会への「農業委員会交付金」の交付にあたっては、25年度予算と同様に、農業委員会の審議の公平・

公正性を確認するための本年10月実施の総会または農地部会の議事録の作成・公表、本年度の活動計画および平成24年度の点検・評価の策定・公表状況のほか、遊休農地対策等の状況を予算配分に反映させることとしている。

※1の（2）～（5）は、農地中間管理機構による集積・集約化活動（新規）の関連事業と位置づけられているが、別枠の事業である。

3. 都道府県農業会議議員手当等負担金（継続）

都道府県農業会議議員手当等負担金は、5億2千430万円で、25年度に比べ、4千681万円、9.8%増（前年度は8.3%減）の要求となっている。

これは定員合理化計画（平成22年～26年で1割削減）に基づいて職員設置費の一般職員設置分を33名から31名に2名分削減した一方で、公務員の給与削減期間が終了したため。

4. 農地調整費交付金（継続）

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するためのもので、8千6百万円。25年度に比べ、権限移譲等に伴う転用件数の減や一律削減等

を踏まえ、663万円、7.2%減（前年度は5.0%減）の要求となっている。

5. 全国農業会議所事業（継続）

全国農業会議所事業については、1千122万円で、25年度に比べ、53万円、5.0%減（前年度も5.0%減）の要求となっている。

農業委員会法の一部改正

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が本年6月30日から施行されたことに伴い、農業委員会法第11条で準用する公職選挙法はつぎのとおりとなる。

①成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除（「改正公選法第11条」）
②代理投票の要件に係る条文中の表現を「心身の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改める（改正公選法第48条第1項）

③代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定める（改正公選法第48条第2項）

④不在者投票において不在者投票票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施に努めなければならない（改正公選法第49条第9項）

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年6月14日付で一部施行されたことに伴う農業委員会法等の改正点はつぎのとおりとなる。

①農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合の基準として定められていた農業委員会法第10条の2第2項の規定が、「政令に定められる基準に従い」から「農家数又は農地面積を考慮し」に改正され、このことにより、農業委員会等に関する法律施行令第5条が削除された。

削除された農業委員会等に関する法律施行令第5条

法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合は、その分けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者が6百以上となるようにしなければならない。

農地中間管理機構（仮称）の骨格

【機構の目的】

農地中間管理機構は、安倍内閣が掲げる成長戦略の中に位置付けられています。生産現場を強化するためには、担い手の農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に進める必要があります。このため、小さな農地を集めて、担い手に農地集積するための中間的受け皿となる機構を県段階に創設することになりました。この機構を活用することにより、今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）

が担い手により利用されることを目標としています。

【農地中間管理機構の指定】

県知事は、県段階に1つの第三セクターを機構として指定します。機構の主な役割は、農地所有者と担い手の間に介在して農地の再配分を行い、それにより担い手への規模拡大、農地の集約化を図ることです。

【農地中間管理機構の行う事業】

機構が行う事業は、次の事業です。

- 1 農地の借受け・貸付け

2 借りている農地の管理
3 借りている農地の利用条件の改善

今回は主に、機構の業務の中心となる、農地の借受け、貸付けの概要を説明します。

○農地の借受け

農地利用の効率化・流動化を円滑に進めるとともに、機構に活用できない農地が滞留することを防止するための借受けのルールを設けます。

①機構は、地域における受け手のニーズを踏まえ、借受けを行います。

②農地として利用することが著しく困難な場合等は借受けを行

わず、また、借受け後相当の期間内に貸付けの見込みが立たない場合等は貸貸借契約を解除できます。

○農地の貸付け

①公平・適正な貸付けが行われるよう、適切な貸付けルールを設けます。

②機構は、借受希望者を必ず公募し、借受希望者に関する情報を整理して公表します。

③機構は、貸付先の選定に関するルール等を定めた事業規程を作成し、県知事の認可を受けて公表します。

④機構はルールに従って貸付先を決定します。

⑤貸付けに関する手続を極力簡素・合理化します。

①機構は、一定の地域について農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けます。県知事が認可した計画を公告することにより、賃借権又は使用貸借権が設定されます。

②この場合、個々の農地の権利移動について農地法に基づく農業委員会の許可は要しません。

③機構は、農用地利用配分計画について、市町村に案の作成を求めることができます。この場合、市町村は、必要があるときは農業委員会の意見を聴きます。

④機構は苦情又は相談に応じる体制を整備します。

○遊休農地対策
機構を活用して遊休農地の発生防止・解消等を強化します。

①農業委員会は遊休農地及びその予備軍の所有者に対し意向調査を実施し、機構へ貸付けを促す仕組みを設けます。

②県知事の裁定による利用権設定までの手続を簡素化します。

○その他

①農地の利用条件の改善は、農地の貸付けが確実に行われると見込まれる場合にのみ行います。

②機構は事業を効率的・効果的に実施するため、業務の一部を市町村等第三者へ委託することができます。

【最後に】

農地中間管理機構制度に関連する法案につきましては、現在開かれている臨時国会に提出しており、できるだけ早く事業が実施できるようにしたいと考えています。

全国的に担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など課題が山積している中、担い手ポイントとしての農地ではなくて面としての農地を利用再編成することが求められています。農業の生産性の向上のみならず、地域の問題を解決するという観点からも、それぞれの地域で新たな農地の再編成を進めていただくため、機構のスキームをしっかりとして活用ください。

（徳島地域センター）

農地中間管理事業の推進に関する法律案（仮称） 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する等の法律案（仮称）の概要

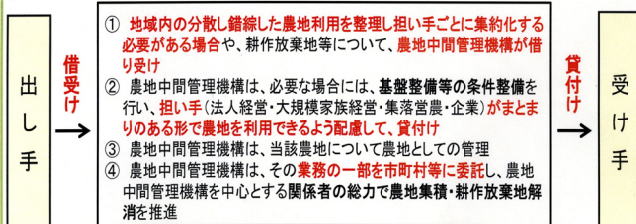
10年後に目指す姿（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定））

- 担い手が利用する農地面積を全農地の8割（現状5割）に拡大。
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人（現状20万人）に拡大
- 法人経営体を5万法人（現状12,500法人）に拡大

法案の概要

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律案（仮称）

農地中間管理機構（仮称）（都道府県に1つ）



2. 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（仮称）

- (1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正
就農支援資金を都道府県資金から日本政策公庫資金への変更等の見直し
- (2) 農地法の一部改正
 - 遊休農地対策の強化
 - 遊休農地予備軍も対象とする。
 - 農地中間管理機構に貸し付ける意思等の調査から手続を開始し、裁定（利用権設定）に至る手続を簡素化。
 - 所有者不明等の際の公告手続の改善
 - 農地台帳等の法定化
- (3) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正
農業法人投資育成事業の実施主体について、現行の株式会社のほか、投資事業有限責任組合を加える等の見直し

平成26年度徳島県重点農業施策の建議【詳細】

農業の振興施策の展開

Ⅲ 農業の持続的な発展に関する施策

1 農業の担い手育成及び確保

新規就農者の確保と就農後の定着を図るための「青年就農給付金」や農業への入口である農業法人等への雇用就農の推進を図る「農の雇用事業」については、十分かつ継続的な予算確保に努めるとともに安定継続のために法制化の検討を国に要請されたい。また、①家族経営については、経営規模の拡大、農業経営の多角化、複合化等の経営改善を促し、「人・農地プラン」に位置づけられた中心となる経営体となるよう支援されたい。②経営規模が零細で後継者が不足している地域においては、農業生産活動の維持が図れるよう、集落営農の組織化を推進されたい。③法人経営については、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全等に寄与しており、今後とも育成・確保を図られたい。

3 優良な生産基盤の整備及び保全

本県のブランド野菜等の生産拡大と生産コストの削減を図るとともに、担い手への農地集積を加速化するため、農地の大区画化や排水条件等の改善を進め、水田の有効活用が可能となる整備を推進されたい。

4 耕作放棄地の発生防止解消対策の推進

農地所有者の意向を踏まえながら、市町村やJA等関係団体と連携し、担い手等が借りやすい環境を整備し、所有者に代わって積極的に耕作放棄地の解消・営農再開できるよう支援すると

Ⅰ 食料自給率の向上を促進するための施策

1 食料供給機能の強化による食料自給率の向上

水田を有効に活用するため、飼料用米や米粉用米等の新規需要米の生産拡大を推進するとともに、野菜・果樹、畜産等の農業産出額が増加するよう、一層の生産振興を図られたい。

また、農業生産の基礎となる農用地の確保及び耕地利用について実効ある対策を講じるとともに、担い手への農地の集積を促進されたい。

2 新たな経営所得安定対策の確立

現行の経営所得安定対策を維持したうえで、野菜・果樹、畜産・酪農も含めた様々な所得下落リスクに対応した新たな仕組みを確立するとともに、地域の担い手となる農業経営者の所得が、地域その他産業も含めた平均所得と同水準となるような制度

とするよう、国に働きかけられたい。

3 食と農を守り育てるための地産地消の推進

農産物直売所の品揃えの充実、商品開発力の強化、サービスの向上等、地域食材の供給拠点となるための取組みに対して積極的に支援されたい。

加えて、学校や福祉施設の給食等においても、地場産物の利用拡大が図られるよう支援されたい。

4 TPP交渉への対応について

TPP交渉にあたり、①米、麦、牛肉・豚肉、乳製品などが国農業における重要品目については、関税撤廃の除外対象とすること、②国民の食の安全・安心及び食料の安定生産を確保すること、③交渉の進捗状況等について広く国民に情報開示を徹底すること、④国益を損なうことが明らかとなった場合は、

即座に交渉から脱退すること。これらの事項について、国に強く要請されたい。

Ⅱ 食の安全と消費者の信頼の確保

1 安全・安心な農産物の供給

県産農産物の安全性に対する信頼を確保するため、「とくしま安2GAP農産物」認証制度の推進や農林水産物の放射能検査を充実するとともに推進体制の強化を図られたい。

2 環境保全に向けた農業の推進

農業による環境負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除体系である総合的病害虫・雑草管理(IPM)や、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマー等環境保全効果の高い営農活動への取組みを推進・支援されたい。

2 意欲ある多様な農業者への農地の集積

ともに、担い手の育成・確保
採算の合う作目の選定に積極的
に取り組まれない。

5 農業用燃油の価格高騰 対策の推進

国は平成24年度補正予算の
「燃油価格高騰緊急対策」によ
り、省エネ施設の導入支援や燃
油価格の高騰時の価格補填事業
を実施しておりますが、平成25
年度1年間の対策であり、十分
な支援策とはなっておりません。
このため、施設園芸農家の生
産コスト削減のため、燃油価格
高騰対策を当分の間延長するよ
う、国に働きかけられたい。

6 消費税率引き上げへの 対応

増税分の価格転嫁対策につい
て、総合的な取り組みを継続的
かつ強力に推進するとともに、
導入が検討されている複税率
については、農業者の事務負担
増に加え、免税業者が取引から
排除される懸念が強いことから、
インボイス制度は導入せず、現
行の帳簿方式をもって実施する
よう、国に強く働きかけられたい。

Ⅳ とくしまブランドの 確立に向けた施策

1 とくしまブランドの確 立

本県の安全・安心で高品質な
「とくしまブランド」農林水産
物の生産拡大、首都圏に向けた
販売拡大や認知度の向上を図る
ため、野菜増産対策をはじめと
する生産力の強化やマスメディ
アを活用したプロモーションの
実施などに積極的に取り組まれ
たい。

2 6次産業化の促進

6次産業化をより広げ、加速
化させるための取組みを支援す
るとともに、これらの取組みを
推進する研究開発等を一層進め
られたい。

また、女性農業者は、地元産
農産物の加工・販売に積極的に
取り組んでおり、これらの加工
品の特産品化、商品化への取組
みをソフト、ハード両面から支
援されたい。

3 攻めの輸出戦略の展開

輸助助成金による支援の拡大
や、新たに海外の検疫条件や植
物防疫をクリアできる「輸出入

の県内産地づくり」、輸出に係
わる衛生管理基準を充たす食肉
処理施設の整備、輸出入交渉で優
位な輸出情報を関係者が把握で
きるシステムの開発、産地間連
携による「ジャパンブランド」
の確立など、飛躍的な輸出拡大
に向けた支援に取り組まれたい。

4 ブランド農産物の育成・ 強化に向けた新たな技術 の開発及び普及

農林水産総合技術支援センタ
ーを活用し、ブランド農産物の育
成・強化を図るため、野菜をは
じめ農産物の増産に向けた研究
開発、ブランド力強化に向けた
新品種の開発、女性・高齢者が
使いやすい農業機械の開発・改
良、緊急を要する研究課題への
迅速な対応、開発された技術の
産地への速やかな普及などに積
極的に取り組まれたい。

5 砂地畑農業の振興

今後とも手入れ砂の安定供給
が図られるよう取り組まれたい。

6 畜産業の振興

養豚においては、県が開発し
た豚の新品種（阿波とん豚）の
生産出荷販売体制の整備を支援

するとともに、全国に通じる本
県畜産の新たなブランドとなる
よう推進されたい。
肉用牛については、経営安定
対策の強化や生産基盤の構築に
必要な機械や施設の整備、中山
間地域における繁殖経営の効率
化などを支援し、出荷頭数拡大
の取り組みを推進されたい。

7 水田農業の振興

米粉用米、飼料用米等新規需
要米の作付け拡大等生産振興を
図るとともに、中山間地域にお
いては、耕作放棄地の発生防止、
水田の維持・利用率の向上が図
れるよう、本県独自の水田農業
施策を展開されたい。

また、米粉の消費拡大につい
ては、学校給食のパンやおかず
への利用拡大を図るとともに、
行政、農業団体、実需者等関係
者が連携して積極的に取り組め
るよう支援されたい。

農村の活性化施 策の展開

V 農村の活性化に関す る施策

1 「日本型直接支払い」 のあり方について

中山間直接支払制度の基本的
考え方である「農業生産条件の
不利補正」を傾斜地等の地域の
実情に応じて加算する制度とす
るとともに、農地を農地として維
持するための直接支払いを行う
仕組みを構築するよう、また、
農村資源の管理等に対する支払
いとして、現行の「農地・水保
全管理支交付金」の枠組みは
継続して措置するよう、国に要
請されたい。

2 鳥獣被害の防止対策の 推進

鳥獣被害の軽減を図るため、
市町村や猟友会等関係団体と連
携し、侵入防止柵の整備や、加
害する鳥獣の捕獲、追い払い活
動の実施等の総合的な対策を推
進するとともに、複数の市町村
が連携して行う広域的な取組み
を実施することができるよう、
「鳥獣被害防止総合対策交付金」
をはじめとする予算の確保をお
願いたい。

また、鳥獣被害対策の実践的
な役割を担う「鳥獣被害対策実
施隊」の設置を推進されたい。
さらに、捕獲した野生鳥獣の
食肉利用を拡大することにより、
新たな地域資源として、地域の
活性化に資するようジビエ（狩
猟鳥獣肉）料理としての活用を

推進するとともに、その取り組みを支援されたい。

3 再生可能エネルギー生産の促進

再生可能エネルギーの活用にあたっては、農山漁村の活性化の上からも有益であること、食料供給や国土保全の機能を損なわないこと、地域の農地の確保と有効利用に資すること、の観点に立って推進されたい。

農業委員会系統組織の体制整備

Ⅵ 農業委員会系統組織の体制整備に関する施策

1 農業委員会系統組織の体制と機能の強化

新たな農地制度が適正かつ円滑に運用できるよう、農業委員会組織の必置規定を堅持し、必要な予算を確保するなど農業委員会の体制整備・強化について、国に強く働きかけられたい。

2 円滑な農地利用調整のための中間受け皿機能の整備及び強化

農地の中間受け皿機能を実効性の高いものとするため、農業委員会組織をはじめ関係機関の持つ機能と情報が十分に発揮される強固な体制を構築するとともに、中間受け皿機能を担う組織の活動に必要な財源確保を図るよう、国に働きかけられたい。

農業委員研修会が開催



「平成25年度農業委員研修会(県南部地域)」の様子

「平成25年度農業委員研修会」が10月9日・10日・15日に県内3箇所で開催され、300人を超える農業委員が参加した。研修内容については、①農業委員会組織を取り巻く情勢と関連予算、②相続に関する基礎的な法律知識、③徳島県知事に対する建議、④農業委員会業務の適正な実施の4項目で、農業会議の職員や、徳島地方事務局の担当係員を講師に、研修会資料に基づき研修した。

研修終了後には研修を受けた感想等を記入したアンケート用紙を回収した。アンケートの結果による研修内容の理解度については、「よく理解できた。」「ある程度は理解できた。」という欄に○が付いていたものが全体の8割を上回る結果となったが、「あまり理解できなかった。」「やほとんど理解できなかった。」「という欄に○が付いていた」というものが付いていた。

ものも2割弱あったことから、本会議として今後の研修方法や研修内容について検討する必要性が明らかになった。

「農の雇用事業」第3回募集が始まります

「農の雇用事業」(平成25年度第3回募集)が募集開始される。募集期間は、平成25年11月1日(金)～平成25年12月6日(金)となっている。

事業主体は、全国農業会議所で、地方機関として農業会議が業務の一部を委託されており、事業の申請窓口等の業務を行っているもの。

農の雇用事業とは

「農の雇用事業」とは、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する事業。助成内容は、新規就業者に対する研修費(月額上限9万7千円)と、指導者の技能向上のための研修費(年間上限3万6千円)を併せ、年間上限120万円を最長2年間助成しようとするもの。

とするもの。

主な事業要件として、①「雇用保険及び労災保険に加入すること」、②「税務署に給与支払い事務所等の開設届けを提出すること」、③「本事業と助成期間が重複する他の公的助成を受けていないこと」、④「新規就業者(研修生)が農業法人等代表者の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)」、⑤「1週間の所定労働時間が35時間以上であること」、⑥「研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること」、⑦「研修生が過去に当該農業法人等の正規の従業員ではなかったこと」、⑧「研修生の年齢が正社員としての採用日時時点で原則45歳未満であることが挙げられる。

加えて、平成25年度第3回募集から、研修助成単価が「3千円/時間」から「2千400円/時間」に改定された。これまでは、研修責任者(研修生に農業技術等を指導する者)の「時給単価」相当額を、研修助成単価として定めていたが、会計検査院から依頼を受け実態調査を行った結果、「研修助成単価が研修責任者の時給単価の実態に即していない。」との指摘を受け、その結果等に基づき改訂されたものである。

日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店です。公庫は、認定農業者向けのスーパー資金などの融資や各種情報提供、商談会の開催など、さまざまな形で農業者の皆様様の経営改善をご支援できるよう努めています。

アグリフードEXPO大阪が開催されます

平成26年2月20・21日の2日間、ATCアジア太平洋トレードセンター（大阪市住之江区）で、当公庫主催のアグリフードEXPO大阪2014が開催されます。

これは、国産農畜産物を対象とした商談会としては、夏に東京で開催しているアグリフードEXPO東京と並んで国内最大級のもので、出展者数400以上、来場者は2日間で1万4千人以上にのぼります。

現在、自らの農畜産物等をPRしたい出展者を募っておりまして、詳しい内容を記載したパンフレットをご希望の方は、当支店までお気軽にお問合せください。

インターネット・ビジネスマッチングのご案内

日本公庫では、日本公庫のお客様を始めとした農林漁業者や国産農林水産物を原料とした食品関連産業を営む皆様に、インターネットを通じて、販売先や原材料の仕入れ先の確保などのビジネスチャンスを広げていただくための「場」をご提供するサービスを行っています。

本サイトを通じて、お客様の商品・サービスなどを全国規模でPRできますし、原材料の調達先の幅が広がることとなります。

「売りたい」場合の主なご利用の流れは、次のとおりです。

- ①サイトにアクセス
- ②「売りたい」情報を登録
- ③サイトに公開

そして、「買いたい」場合には、①サイトにアクセス

- ②登録された情報を閲覧又は「買いたい」情報を登録
- ③会員同士で個別の情報交換や商談

「売りたい」方は必ず、「買いたい」方も原則として事前に会員登録を行っていただきます。

会員登録ができる方は、現在日本政策金融公庫に融資残高を有する方又は国内で農林漁業又は食品関連産業を営み、国産農林水産物のビジネスマッチングに限定して本サービスの利用を希望する方で、入会審査が必要です。詳しい内容をお知りになりたい方は、当支店までお気軽にご相談ください。

メール配信サービスのご案内

日本公庫農林水産事業ではメール配信サービスによる情報提供を行っています。

公庫ホームページ（アドレス <http://www.jfc.go.jp>）にアクセスして、今すぐ登録ください。

- このサービスの4つの特徴は、
- ①農業や食に関する独自調査結果を提供します
 - ②公庫資金に関する最新情報をご案内します
 - ③豊富な農業技術情報が入手できます
 - ④情報満載の定期刊行物をご覧いただけます

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫
徳島支店農林水産事業
徳島市中洲町1-58
088(656)6880
営業時間 9時～17時

第三者に対する事業継承を

徳島県農業会議では後継者のいない農業経営の「経営資産」（農地や機械、施設だけでなく経営ノウハウや販路まで含む）を第三者である新規就農者や独立就農を目指す農業法人等の従業員、農業研修生への継承を支援する「農業経営継承事業」を実施しています。

事業の仕組みは、まず全国段階で経営移譲希望者・経営継承希望者を募集し登録します。

そして、移譲希望者と継承希望者が顔合わせを行い、経営移譲者の農場で事前体験（1～2週間程度）を行います。体験を行う継承希望者は、原則として移譲希望者宅に宿泊しながら体験して貰います。併せて、継承希望者に対しては、傷害保険への加入を義務づけています。

この場合、農場側の経営移譲希望者に対し、体験費用の1部として、一件あたり2万円が助成されます。

なお、予め移譲希望者と継承希望者が事業継承について合意（マッチング）ができていない場合には、この事前体験は省略することができま

次に、経営の移譲・継承につ

いて両者のマッチングができると、経営移譲希望者の農場で技術・経営継承実践研修（6～12ヶ月）が開始されます。

この実践研修期間中は、指導謝金・移譲希望者、外部講師）、研修・旅費等として、月額最高9万7千円が助成されます。

また、指導する立場の経営移譲希望者が、人材育成や労務管理等の知識を習得するために受けた研修等の費用に対し、年額最高3万6千円が助成されます。

なお、農業経営継承事業の実施にあたり、継承希望者を地域農業の担い手として確保・育成するため、農業・農地事情に詳しい農業委員会、市町村農林担当課、JA営農指導部、農業支援センター等を構成員とするコーディネーターチームを組織し、経営継承支援体制を整備します。

このコーディネーターチームは関係機関の協力確認、進行状況を確認・助言をするため、年に2～3回の会合を持ちます。また必要に応じて、税理士などの専門家を派遣し、助言します。

技術・経営継承実践研修期間が満了するまでに、経営移譲希望者と継承希望者の両方で、「経営継承合意書」を作成します。後は、5年以内にその合意に基づいて経営継承が行われることとなります。（T・A）

徳島県農業会議等の行事予定

	会議等の行事予定	場 所	対 象 者
10月			
9日	平成26年度徳島県重点農業施策の建議	徳島県庁秘書課知事応接室	農業会議役員・常任会議員
9日～15日	平成25年度農業委員研修会	県内3ヶ所	農業委員
18日	徳島県農業会議第397回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟AB会議室	常任会議員、県・関係市町村等
17日～18日	西日本地区農委職員協議会現地研修会	大分県・コンパルホール	農委・農業会議職員
24日	指導者養成研修／労務管理研修会	徳島市グランヴィリオホテル	雇用のある農業経営者
24日～26日	徳島ビジネスチャレンジメッセ2013	アスティ徳島	ビジネス関係者
26日	新・農業人フェア	東京都・池袋サンシャインシティ	新規就農・就業希望者
28日	農地中間管理機構関連2法案研修会	東京都・主婦会館プラザエフ	農業会議組織・農地担当者
30日～31日	第16回全国農業担い手サミットinいしかわ	金沢市ほか	認定農業者、農業関係者
11月			
6日	農作業安全と事故防止対策研修会	徳島グランヴィリオホテル	農業経営者、指導関係機関
7日～8日	農業者年金中国四国ブロック会議	松山市内	農業会議、JA中央会職員
12日	徳島県農業法人協会研修会	ホテル千秋閣	農業法人事業主、従業員等
14日	農業者年金担当者会議	JA会館	農委・JA担当者
18日	徳島県農業会議第398回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟AB会議室	常任会議員、県・関係市町村等
20日～21日	全国農業法人協会秋季交流会	福岡市内	農業法人事業主等
24日	徳島県農業会議職員採用試験	ホテル千秋閣	新規卒卒者・卒業見込者等
26日	中国四国ブロック女性農業委員研修会	米子市コンベンションホール	女性農業委員
12月			
4日	平成25年度農業者年金加入推進セミナー	東京都・砂防会館	農業委員会役職員
5日～6日	平成25年度全国農業委員会会長代表者集会	東京都・日比谷公会堂	農業委員会会長等
10日	農地業務実務研修会	ホテル千秋閣	農業委員会職員
18日	徳島県農業会議第399回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟AB会議室	常任会議員、県・関係市町村等

農地法第4条・第5条転用許可の面積

	住 宅	植 林	倉 庫	資材置場	駐車場	農用施設	道 路	工 場	砂利採取	その他	合 計
7月	192,590	2,501	604	399,181	138,681	0	46,557	0	0	298,993	1,079,107
8月	96,645	191	131,880	302,456	404,097	0	3,600	479	0	259,374	1,198,722
9月	156,942	0	223	239,800	1,323,797	0	10,528	0	0	523,317	2,254,607
合計	446,177	2,692	132,707	941,437	1,866,575	0	60,685	479	0	1,081,684	4,532,436

単位:㎡

徳島県農業会議常任会議員
会議で処理した農地法第4条・
第5条の転用許可面積は左表
(7月～9月)のとおりとな
りました。

- 1 農地制度・農地法の目的と概要
- 2 農地法による農地の権利移動の制限
- 3 相続等の届出制度
- 4 農業生産法人制度
- 5 農地転用許可制度
- 6 農地の利用状況調査と遊休農地に対する指導
- 7 農地の貸借の解約
- 8 農地の権利関係の調整等に関する制度

規格:A4判・37頁
定価:450円

平成25年9月20日刊行
農地制度の概要、農地法にも
とづく農業委員会・農業委員の
業務についてわかりやすく説明。
総会・農地部会等における参
考資料として、幅広く活用でき
る内容です。



新刊農業図書紹介

農地中間管理機構と農委の役割
今月15日に招集された臨時国会に提出予定の農地中間
管理機構制度は、当初農水省が示していた検討方向が2
転3転。これまで不明確であった農委の役割について、
農地利用計画案作成で意見を聞くとされているが、関与
はまだ弱い。機構が農村現場で機能するよう国会で確り
と審議されるよう要請運動の展開が求められる。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)678-5611 FAX (088)655-8364

URL <http://www.tokukaigi.or.jp>

mail home@tokukaigi.or.jp

あ
と
が
き

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業者の公
的利益代表機関である農業委員
会系統組織が発行する週刊の農
業専門紙です。農業委員と農業
者、農業者と地域住民・消費者、
農村と都市の絆を強めるための
「かけはし」として、普及・拡
大に努めましょう。

全国農業新聞の
普及拡大を